

## 業務委託仕様書

### 1 業務名

札幌市産後ケア事業

### 2 担当部署

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目5 大通バスセンタービル1号館

札幌市子ども未来局子育て支援部母子保健担当課母子保健係

TEL011-211-2785

### 3 業務の目的

出産後に、育児支援を必要とする産婦を対象に、心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うことにより、育児力を高め、不適切な養育や児童虐待を防止すること、また、単に産婦の休息に留まらず、地域に戻ってからも育児が適切に行えるよう、支援することを目的とする。

### 4 業務の実施

- ・受託者は、当該業務を、委託者が別に定める札幌市産後ケア事業実施要綱に基づき実施する。
- ・本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行うこと。
- ・受託者はこども家庭庁の発出する「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」（令和7年3月）を遵守すること。
- ・受託者は、利用者から直接、利用希望の申し込みを受け付け、日程調整を行うこと。
- ・他院で出産した産婦も受け入れること。また、兄姉についても可能な限り受け入れること。
- ・原則、産後6か月未満までの産婦及びその乳児については必ず受け入れること。やむを得ない事情により産後6か月未満までの産婦及びその乳児の受け入れが困難な場合は委託者と協議の上、委託者が認める限りにおいて受け入れる産婦及び乳児の範囲に制限を加えることを可能とする。ただしの場合においても、受託者は産後6か月未満までの産婦及びその乳児の受け入れが可能となる時期を委託者へ示すとともに、契約後1年を経過しない間に受け入れの体制を整えること。

### 5 業務履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 6 業務の実施場所

受託者が指定する入所室又は居室

### 7 費用の請求について

受託者は、委託者が別に定める請求書により、当該業務を実施した月の翌月の15日までに委託者に請求するよう努めるものとする。ただし、3月実施分については、業務終了後すみやかに請求するものとする。

### 8 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う場合は、役務契約約款別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

### 9 その他

- ・委託者は、受託者の実施した業務に関する帳簿書類を閲覧し、説明もしくは必要な報告を求めることができる。
- ・受託者は、事後の助言指導等に役立てるため、前項の帳簿書類を5年間保存するものとする。
- ・受託者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、事故を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めるものとする。

- ・この契約に基づき実施した事由により生じた医事紛争及び損害については、委託者と受託者が協議し、ともに誠意をもって解決にあたるものとする。
- ・受託者は、事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、事業開始までに加入すること。